

## 告示

### 埼玉県告示第千八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー狭山北入曽ショッピングプラザ

埼玉県狭山市北入曽七百二十一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 当該地域西側にある道路（市立御狩場小学校前）は通学路であり、概ね七時四十分から八時十分まで通学時間帯に当たするため、施設利用者の車との事故が危惧されます。このことから、当該道路にある荷捌き等出入口2と3について、通学時間帯における利用状況を報告願います。

(2) 今後の利用状況により、通学時間帯については搬入作業を行わない等、車両出入口や交通安全対策については、十分配慮してください。

(3) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条（駐車場の利用者への周知）に基づき、二十台以上の駐車場に関しては、利用者に対し引き続きアイドリングストップの周知を図ってください。

(4) 埼玉県生活環境保全条例第五十条第一項第四号に該当する駐車場（二十台以上の駐車場）となっているため、同条例施行規則第三十一条に定める規制基準を遵守し、周辺住民からの苦情には誠実に対応願います。

(5) 給排気口及び冷凍・冷蔵・空調用室外機の騒音が問題となることがあるため、近隣への配慮願います。

(6) 夜間照明に起因する光害が発生することの無いよう、近隣へ配慮願います。

(7) 必要に応じて、周辺自治会からの要望・意見について調整を図ってください。

#### （対象）

(一) 入曽地区 御狩場自治会、水押自治会、中原自治会、ガーデンシティ、狭山自治会、第一区自治会

(二) 狭山台地区 狭山台四丁目西、狭山台四丁目東自治会

(三) 入間川地区 富士見二丁目自治会、平野台自治会、コート狭山台自治会

（四）堀兼地区 堀上自治会

二 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター